

議案第45号

基山町課設置条例の一部改正について

基山町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町課設置条例の一部を改正する条例

基山町課設置条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 住民課

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 定住促進課

第6条中「住民生活課」を「住民課」に改め、同条第6号から第10号までを削る。

第10条中第1号から第7号までを削り、第8号を第1号とし、第9号を第2号とし、第10号を第3号とし、同条に次の5号を加える。

(4) 廃棄物の処理に関する事。

(5) 墓地及び埋火葬に関する事。

(6) 狂犬病予防に関する事。

(7) 公害及び環境保全に関する事。

(8) 水道及び環境衛生に関する事。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

第11条 定住促進課の事務分掌は、次の各号に定める事務とする。

(1) 定住人口の促進に関する事。

(2) 人口問題に関する事。

(3) 都市計画に関する事。

(4) 国土利用計画に関する事。

(5) 広域行政に関する事。

(6) 土地開発公社に関する事。

(7) 地域公共交通に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(基山町国土利用計画審議会条例の一部改正)
- 2 基山町国土利用計画審議会条例(平成8年条例第20号)の一部を次のように改正する。
第8条中「まちづくり課」を「定住促進課」に改める。
(基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正)
- 3 基山町地域公共交通会議設置条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。
第12条中「まちづくり課」を「定住促進課」に改める。
(基山町公害防止対策協議会設置条例の一部改正)
- 4 基山町公害防止対策協議会設置条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。
第9条中「住民生活課」を「まちづくり課」に改める。
(基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正)
- 5 基山町空家等対策協議会設置条例(平成28年条例第21号)の一部を次のように改正する。
第11条中「まちづくり課」を「定住促進課」に改める。
(基山町都市計画審議会設置条例の一部改正)
- 6 基山町都市計画審議会設置条例(昭和45年条例第15号)の一部を次のように改正する。
第8条中「まちづくり課」を「定住促進課」に改める。

提案理由

定住促進事業を加速させるための定住促進課の新設などの組織機構改革を、平成29年4月1日付けで実施し、町の重要施策等に対応できる組織機構体制を整備するため及び関連例規を改正するため、基山町課設置条例を改正する必要がある。

平成28年12月13日原案可決